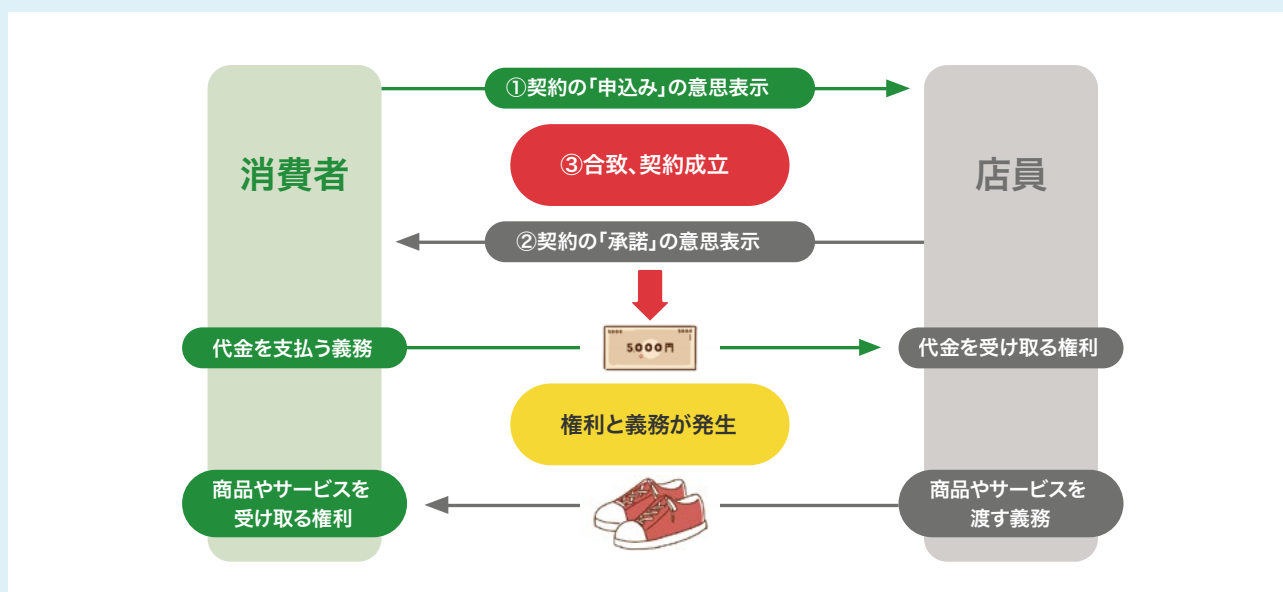


3. 契約成立に伴う権利と義務

(1) 契約の成立

契約は、申込みの意思表示と承諾の意思表示が合致することで成立します。

例えば、店舗でのスニーカーの売買契約の場合、お店側の「このスニーカーを売ります」という意思表示と、顧客側の「このスニーカーを買います」という意思表示とが合致することで契約が成立することになります。契約というと、契約書という書面で取り交わすことをまずはイメージすると思いますが、必ずしも書面に限るものではなく、口頭でも成立しますし、もっと言うと、口頭でハッキリ言わなくてもお互いの態度・行動で意思の合致が明確に読み取ればそれでも成立することがあります。先ほどのスニーカーの購入の例をとっても、実際の買い物の場面では、お店側が商品を店頭に陳列し、顧客側が商品を手にとってレジに持って行く、というそれぞれの行動が申込みと承諾の意思表示を体現していることとなります。そして、その場で顧客がお店にお金を払い（お店は顧客からお金を受け取ることができ）、お店が顧客にスニーカーを渡す（顧客はお店からスニーカーを受け取ることができ）という行為は、成立した契約に基づく権利・義務をそれぞれが行使・履行している場面ということになります。



(2) 契約の拘束力

このように、契約は一旦成立すると、当事者の間に法的な権利と義務とを発生させることになり、お互いそれに拘束されます(契約の拘束力)。そのため、一方が理由なく契約を破棄することは許されません。契約は、お互いによって守られなければならないというルールにより、安心な社会を形成しているからです。

契約相手が契約に基づく義務を果たしてくれなかった場合、その他方当事者は、裁判所に自身の権利の実現を求めて裁判(民事訴訟)を起こすことができます。例えば、消費者が商品代金を払わなかった場合、事業者は、民事訴訟で消費者に代金を支払うよう求め、裁判所は、事業者の言い分どおりであると判断すれば、消費者に対して代金の支払いを命ずる判決を出すこととなります。仮に、このような判決が出たにもかかわらず、消費者が代金を支払わずに事態を放っておいた場合、事業者は、消費者の預金などの財産を強制的に差し押さえて代金を回収することができます。契約に基づく義務を怠って放置をすると、権利者によって強制的に取り立てられてしまう場合もあるということです。